

令和5年度 宮城地方労働審議会 家内労働部会 議事録

令和6年1月25日(木) 午前10時30分

宮城県婦人会館 第1研修室

出席者

公益代表

熊谷委員、桑原委員、一言委員

家内労働者代表

阿部(祥大)委員、新関委員

委託者代表

飯塚委員、笹崎委員、三塚委員

【 開 会 】

補 佐 ただいまから、令和5年度宮城地方労働審議会家内労働部会を開催いたします。

事前に労働者代表の阿部徹委員より欠席の旨、御報告いただいております。

初めに、委員の方々の出席状況を報告いたします。

公益代表委員            3 名

家内労働者代表委員   2 名

委託者代表委員        3 名

以上 8 名が出席されていますので、地方労働審議会令第8条第3項により、会議が成立していることを報告いたします。

宮城地方労働審議会の委員以外の方に対しましては、本年1月10日に宮城地方労働審議会の臨時委員として発令させていただき、その後宮城地方労働審議会会長より同日付けで家内労働部会委員として指名させていただきました。

どうぞよろしく願いいたします。

本日は、今期の部会として初めての会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で会議を進行させていただきます。

なお、本日は家内労働部会運営規程に基づき、公開ということにさせていただいておりますが、傍聴の申込みはございませんでした。

それでは、賃金室長から委員の方々を、御紹介させていただきます。

賃金室長 賃金室長の洞口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。  
お配りしております会議資料2の名簿の順により、各委員を御紹介させていただきます。

まず、公益を代表する委員ですが

熊谷委員でございます。

熊谷委員 「…」

桑原委員でございます。

桑原委員 「…」

一言委員でございます。

一言委員 「…」

なお、桑原委員と一言委員は、地方労働審議会の公益代表委員でございます。

次に、家内労働者を代表する委員ですが、

阿部祥大委員でございます。

阿部委員 「…」

新関委員でございます。

新関委員 「…」

次に、委託者を代表する委員ですが、

飯塚委員でございます。

飯塚委員 「…」

笹崎委員でございます。

笹崎委員 「…」

三塚委員でございます。

三塚委員 「…」

次に事務局の紹介をさせていただきます。

本多労働基準部長です。

渡辺賃金室長補佐です。

伊藤賃金指導官です。

長谷川安全専門官です。

横山賃金調査員です。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

補佐 議事に入ります前に、労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

基準部長 労働基準部長の本多でございます。

委員の皆様方におかれましては、本日足元のお悪い中、宮城地方労働審議会家内労働部会に御出席いただきまして、御礼申し上げます。

さて、家内労働部会は、最低工賃の新設や改正の3か年計画を御承認いただくのが主たる目的の部会でございます。

通常は3年に一度開催させていただいておりますが、本年度はその3か年計画の第14次改正計画におきまして、男子服・婦人服製造業の最低工賃の改正を審議する年に該当いたします。しかしながら、宮城県内の家内労働の状況につきましては、産業構造や経済情勢などの変化を反映いたしまして、長期的には家内労働者、委託者共に減少を続けております。この10年間をみますと、宮城県内では委託者数は100社前後で推移しておりますが、家内労働従事者数は10年前約1,300人だったのが少しずつ減少いたしまして、令和5年では970人となっております。

このうち、宮城県内の二つの最低工賃の適用を受けている家内労働者数は、電気機械器具製造業で84名、男子服・婦人服製造

業においては58人と激減しております。

本日は、宮城県内の家内労働、特に男子服・婦人服製造業の現状を御説明させていただき、本年度の男子服・婦人服製造業の改正につきまして御意見を賜りたいと存じます。

限られた時間内ではございますが、委員の皆様の御審議をお願いしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

補佐            それでは、議事に入りますが、議題(1) 部会長及び部会代理の選出について、賃金室長から提案させていただきます。

賃金室長        それでは部会長と部会長代理の選出について提案させていただきます。

地方労働審議会令第6条第4項により、部会長は、「当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」ということになっており、また、同条第6項では部会長代理について、「当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。」ということになっています。

事前に、公益委員の方々と協議を行っていただいておりますので、その結果をお諮りするということによろしいでしょうか。

各委員            (異議なし。)

賃金室長        それでは、異議なしということですので、協議結果を御報告いたします。

部会長には 桑原委員、部会長代理には 熊谷委員 という結果となっております。

御承認をお願いいたします。

各委員            (異議なし。)

賃金室長            御承認をいただきまして、ありがとうございます。  
                          それでは、部会長を 桑原委員 、部会長代理を 熊谷委員 に  
                          お願いいたします。

補     佐            それでは、部会長、部会長代理に、御挨拶をお願いしたいと思  
                          います。最初に部会長をお願いいたします。

桑原部会長            部会長に選出されました 桑原 でございます。  
                          部会長として、公正で公平な審議に努めてまいります。限られ  
                          た時間ではありますが、有意義な会議にしたいと思しますので、  
                          どうぞよろしくをお願いいたします。

補     佐            次に、部会長代理をお願いいたします。

部会長代理            部会長代理に選出されました 熊谷 でございます。  
                          部会長を補佐して、議事の円滑な進行に努めたいと思いたすの  
                          で、どうぞよろしくをお願いいたします。

補     佐            部会長が選出されましたので、これからの議事進行は部会長に  
                          お願いいたします。

桑原部会長            それでは、議事に入ります。  
                          議題(2) 宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程の改正に  
                          ついて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長            説明いたします。  
                          運営規程につきましては、資料番号3-(2)「宮城県地方労働  
                          審議会家内労働部会運営規程(案)」を御覧ください。  
                          令和4年2月2日に改正されました家内労働部会規程(案)を  
                          提出させていただきました。これでよろしいか、お諮りいたしま  
                          す。

桑原部会長        それではお諮りします。ただいま事務局から説明のありました宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程案について、各委員の皆様には何か意見等はございますでしょうか。

各 委 員        ( 異議なし )

桑原部会長        それでは、異議なしということですので、宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程は、資料3-(2)の(案)を削除し、施行させていただきます。

次に、議題(3)宮城県における家内労働の現状について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長        それでは、議題(3)「宮城県における家内労働の現状について」全国の状況等を含めて御説明いたします。

初めに資料10「家内労働のしおり(令和5年度版)」を御覧ください。これは毎年、厚生労働省で作成している全国版となります。

P4、P5を御覧ください。「Ⅰ 家内労働のあらまし」があります。家内労働法は昭和45年に施行された法律です。「家内労働法の目的(法第1条)」には家内労働者の労働条件の最低基準を定めたものである、とし、次の「家内労働者の定義(法第2条②)」では、委託を受けて労働の対償を得るために働くものであることと規定、また、「委託者の定義(法第2条③)」や、家内労働者の「補助者の定義(法第2条④)」が記載されています。

「家内労働手帳(法第3条)」についてですが、これは家内労働を委託するに当たって、家内労働に関わる条件の通知を委託者にしっかりとさせるという観点から、家内労働手帳を交付するという規定となっています。

P7を御覧ください。中段、「工賃の支払(法第6条)」には、工賃の支払いを労働基準法に準じて定期的に行わせるということと規定、その下には、第8条から第16条に「最低工賃」が規定されていて、「ある部品について、その一定の工程ごとに工賃の

最低額を決め」て、その履行を図っていくという制度であるとしています。

P 8 からは「安全及び衛生に関する措置」の規定が記載されています。家内労働法では安全衛生面の規定がかなり多くを占めています。

P 18 の下半分を御覧ください。届出(法第 26 条)」には「委託状況届」が載っています。毎年 4 月現在の状況を、法定の様式で労働局長に届出をしてもらうという規定になっています。

次に、P 21 を御覧ください。こちらは「Ⅱ家内労働に関する施策の概要」です。

隣の P 22 を御覧ください。全国の「業種別最低工賃決定状況」ですが、令和 5 年 3 月 31 日現在のものです。最低工賃の設定件数は全部で 96 件、その中で「衣服、その他の繊維製品製造業に係る最低工賃」の数が 54 件、「電気機械器具等製造業に係る最低工賃」が 25 件などとなっています。下に都道府県ごとの決定一覧が載せてあります。

P 30 を御覧ください。「Ⅲ家内労働の現状」です。厚生労働省では、全国的に家内労働者、委託者等の人数などを、毎年 10 月 1 日現在の状況で調査しています。

その結果は P 32 と P 33 にまたがる二つの表に載っていますので、御覧ください。第 1 表の 2 段目「家内労働者数」は、令和 4 年度は約 9 万 5 千人で、昭和 48 年の 184 万人をピークに約 1/19 に減少しました。また、表の中から、男女比率では約 9 割が女性で、専業や副業ではなく、いわゆる内職、主たる職を持たない家庭の主婦等が家事の合間に従事しているというパターンが 93.9%を占めています。委託者の数については、法が制定された昭和 45 年当時には 11 万 3 千人だったところ当時の 1/16 に減少し、近年は 7 千人台の数字で推移しております。第 2 表は、家内労働者の方が就いている業種を示したもので、多いのは 3 段目の衣服、その他の繊維製品製造業を含む「繊維工業」の 22.7%となっています。

P34 の第 3 表の都道府県別の家内労働従事者数などがあります

が、宮城県の状況について、後で御説明申し上げます。

次にP 37 を御覧ください。「IV家内労働者の労働条件の現状」が載っています。令和2年10月1日現在の状況となります。P 37 の第1図は年齢階級別家内労働者構成比ですが、60～70歳未満と70歳以上とで53.3%を占めております。平均年齢は58.9歳、平均経験年数は11.6年となっています。P 38 を御覧ください。平均就業時間数は1日4.9時間、平均就業日数は1か月17.6日となっております。隣のP 39、平均工賃額は1時間520円、1か月3万7,320円となっております。ちなみに、令和5年10月改正後の全国の最低賃金の加重平均の額は時間額で1,004円となっていますので、家内労働者の平均工賃はこの1,004円の51.8%となっています。以上が全国の状況です。

続いて、資料4を御覧ください。「宮城県における家内労働の概要」の説明に移ります。この資料にある家内労働者の数等の数値は、毎年10月1日を基準にして実施する「家内労働概況調査」による結果をもとに作成しています。先ほどの全国版は令和4年の数字が入っていますが、こちらは令和5年10月の調査の結果を入れてあります。

P 2 を御覧ください。令和5年10月の県内の家内労働従事者数は970人で、その内訳は家内労働者が964人、補助者が6人でした。家内労働者の男女別では圧倒的に女性が多く約93%を占めており、全国の比率より多くなっています。家内労働従事者数、委託者数は、東日本大震災の時期に大きく減少しました。ここ10年ほどは、委託者数は100名前後で推移し、家内労働従事者数は約1300名だったのが少しずつ減少し、令和4年から1,000名を切っており、全国より減少の幅が大きくなっております。

次にP 3 を御覧ください。(3) 類型別をみますと、「内職的家内労働者」が大部分で97.7%を占めています。(4) 業種別をみますと、家内労働者数の割合は、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」で24.4%と多く、次いで「衣服・その他の繊維製品製造業」が24.2%となっております。



次にP 8 を御覧ください。「家内労働に係る指導等の実施状況」が載っています。項目 1 の家内労働法の周知については、金額改正時に、委託者の方々に工賃の改正資料の送付、宮城労働局ホームページへの掲載などにより周知を図っております。項目 2 の個別指導の状況については、労働基準監督署を窓口到家内労働者からの相談、委託者に対する指導等を行っております。委託者に対する監督指導ですが、これは全国の状況ですが、令和3年に、32件の監督指導を実施しております。そのうち、21件、65.6%で違反か認められ、最低工賃を支払っていなかったとの違反も含め工賃支払いに係る違反が7件ございました。詳しくは、赤のインデックスの「参考資料④」に令和5年3月10日に開催された中央の家内労働部会の議事録をつけております。この3ページの中ほどにございますので、御覧いただければと思います。

以上で、「宮城県における家内労働の現状について」の説明を終わります。

桑原部会長           ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

各委員               (質問、意見なし)

桑原部会長           それでは、次の議題ですが、  
議題(4) 最低工賃の改正状況について、  
議題(5) 最低工賃新設・改正計画の実施状況について、  
議題(6) 宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃にかかる改正諮問について、  
は関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いします。

賃金室長             それでは、議題(4)「最低工賃の改正状況について」説明いたします。

現在の宮城県の最低工賃と、これまでの最低工賃新設・改正計画に対する実施状況を最初に説明させていただきます。

「宮城県の最低工賃」ですが、先ほど御覧いただいた資料 4 「宮城県における家内労働の概要」を御覧ください。P 9、P 10 が宮城県電気機械器具製造業最低工賃、P 11 から P 18 が宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃です。これら二つが宮城県の最低工賃です。

そのうち今日御審議していただく、宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃は P11 からの記載になります。P11 に記載のとおり、平成 28 年度に審議をしていただき、平成 29 年 5 月に発効となっております。背広上下とかズボン・スラックス等の 7 品目に対して、まつり、糸くず取り、ボタン付け等の延べ 60 工程の作業に工賃が設定されています。この改定も含めた、今までの経過や推移は、資料 6 の(1)や(2)に、引上げ率などを表にしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

また、宮城県最低賃金と宮城県特定最低賃金の引上げ額と引上げ率の推移が記載されています資料 5 を添付しておりますので、こちらも参考としていただきたいと思います。

次に議題(5)「最低工賃新設・改正計画」の実施状況についてです。資料番号 7(1)の一番下の段を御覧ください。横長の資料ですが、第 14 次計画の期間は令和 4 年度から 6 年度までの 3 年です。2 枚目の資料 7-(1)の別紙に委託者・家内労働者の推移など詳しい状況がございますので御覧ください。直近では令和 3 年度に男子服・婦人服最低工賃改正の予定でしたが、その前年の令和 2 年度にはコロナ禍の影響で家内労働者数が約 1/3 に減少、アパレル業界では倒産や事業縮小が相次ぎ、業況も悪く、実態調査を実施したものの、改正諮問を見送り、第 14 次計画で令和 5 年度に実施予定となりました。ちなみに電気機械器具については、13 次計画期間中である令和 3 年度に改正されており、14 次計画では令和 6 年度に改正予定となっております。

また、資料 7(2)を御覧ください。こちらは、全国の令和 3 年度、4 年度の最低工賃新設・改正計画の実施状況です。ちょっとデータが古くて申し訳ございませんが。令和 5 年 3 月の時点で、令和 4 年度に計画されていた 26 件のうち、11 件が諮問見送り、

8 件が改正、1 件が廃止となっています。

次に議題(6)宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃にかかる改正諮問についてです。資料8-(1)を御覧ください。表1は国内のアパレル関係の売上高ですが、平成30年には、20年前に比べ62%の減少となっていました。そこに令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症拡大により、急激に衣料品販売額が減少し、衣料品製造業者にも大きな影響がでました。令和2年に業界大手のレナウンやオンワード樫山など、全国的に企業の破産、事業縮小が相次ぎました。県内においても製造業者の倒産、家内労働を廃止し内製化を進める動きなどがあり、表3に示すとおり、委託者数、家内労働者数とも大幅に減少、家内労働者に関しては、令和2年度の調査では、平成28年度の調査と比べ約1/3の56名となりました。

また、委託者についても1/2となり、男子服の委託者については1名のみとなりました。本年度、令和5年度の調査でも、国内アパレル関係の売上はコロナ前の状態までは回復せず、県内の委託者、家内労働者の数もほとんど増加していない状況です。本年度に実施した実態調査結果を資料8-(2)として添付しておりますので参考にしていただければと思います。

以上のような状況であり、資料8-(1)の4に記載しておりますとおり、事務局として、本年度においても、改正諮問を行える状況になく、見送るべきと判断したところです。

次に資料9、第14次最低工賃新設・改正計画の実施についてを御覧ください。こちら資料9は第14次計画が策定されたときの通達ですが、記の1の(3)改正諮問の見送り、裏面になりますけれども、御覧ください。

こちらには、「業界の動向、業種の景況、受注量の減少等により改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は家内労働部会において、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、諮問見送りを行うことと。」とされており、改正諮問の見送りについて御了解をいただきたく、御審議をお願いいたします。

また、14次計画期間中の回復・改善も見込めないことから、令和7年度以降の次期計画において、審議することとしてよろしいか、御検討をお願いいたします。

なお、同じく資料9の記の3には「家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低賃金については、今後のあり方を検討した上で、統合又は廃止することも検討する」よう記載されていますが、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行して以降、巣ごもりなどが改善して、社会・経済状況も回復基調にあり、繊維工業、男子服・婦人服製造業の今後の動向を注視するべきであることから、廃止ではなく、今回は諮問見送りとさせていただきたいものです。

以上となります。御審議をお願いいたします。

桑原部会長           では初めに、議題(4)最低賃金の改正状況について、議題(5)最低賃金新設・改正計画の実施状況について、この2点の説明に對しまして、何か御質問、御意見はございますか。

各委員           (質問、意見なし)

桑原部会長           次に、議題(6)宮城県男子服・婦人服製造業最低賃金にかかる改正諮問について、の事務局案に対してはいかがでしょうか。御意見を願います。

阿部委員           事務局から御説明をいただきました。結論としては、諮問改正見送りについては、賛成する立場ではありますけれども、アンケート結果にもありますとおり、まだ家内労働に従事されている方がいらっしゃる。本心で言えば、セーフティネットという面もございまして、本来であればしっかりと、物価上昇等もありますので、改正はするべきだと思いますけれども、そういった現状を踏まえまして、今年度においては、諮問見送りは致し方ないかなと思っています。

また、アンケートの中にも世帯主だったり生活維持のために家

内労働を行っている方もいらっしゃいますので、セーフティネットの部分でしっかりと最低工賃を維持していくべきではないかと思えます。

新関委員       まったく同意見でございます。お聞きしたいなと思うんですが、先ほど御説明ありました資料9の、都道府県労働局長あてに発行された文書の、裏面の3なんですが、「最低工賃の統合又は廃止の検討について」の2行目に、「実効性を失ったと思われる最低工賃」という表現がございます。

これは将来的に100人未満に減少してその結果、そのままゼロになって実効性がないだろうというニュアンスなのか、人数が少ないから（実効性を失ったから廃止して）いいんだということなのか、どちらの…。要はですね、（その最低工賃が適用となる家内労働者が）一人でもいらっしゃれば、実効性があると家内労働者側は捉えていきたいと思っておりますので。この文書の真意というか、確認させていただければと思います。

賃金室長       こちらの文章は、この文章しかなくてですね、何人だったらどうこうというのはまったく規定されていないです。ゼロになればとか何人になれば、ということは、審議の中で委員の皆さんに議論して御判断していただくことと思っております。何人とは多分行政側で決められないかと思えます。

新関委員       分かりました。繰り返しになりますけれども、一人でもいらっしゃれば、やはり法で守ってあげないとな、ということで申し上げます。

桑原部会長       ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。

各委員       （意見等なし）

桑原部会長        それでは、宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃にかかる改正  
諮問を見送りしてよろしいでしょうか。

各 委 員        （異議なし）

桑原部会長        それでは、宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃にかかる改正  
諮問の見送りについて、了承することにしたいと思います。

桑原部会長        また、次期計画期間中に取り組むこととしてよろしいでしょうか。  
部会としても、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

各 委 員        （異議なし）

桑原部会長        はい、ありがとうございます。それでは、男子服・婦人服製造  
業の最低工賃は本年度諮問を見送り、令和7年度からの次期3か  
年計画において取り組むことを部会としても了承したいと思います。

また、その旨、宮城地方労働審議会に報告することにしたいと  
思います。

この結論に対して、事務局で何かありますか。

賃金室長        御審議ありがとうございます。  
事務局からは特にございません。

桑原部会長        それでは、委員の皆様からも何も出ないようでしたら、本日の  
家内労働部会は、これもちまして閉会としたいと思います。

議事進行に御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

本日予定されていた議事はすべて終了いたしましたので、最後  
に労働基準部長から閉会にあたっての御挨拶いただければと存じ  
ます。

基準部長        本日の審議にて、男子服・婦人服製造業の改正諮問見送りを、部会として御理解していただきまして、どうもありがとうございました。

                  本日御承認いただきました事項につきましては、3月8日に予定されております、宮城地方労働審議会に御報告させていただきたいと思えます。

                  本日の御審議、大変ありがとうございました。

補     佐        以上をもちまして、本日の家内労働部会は終了させていただきます。ありがとうございました。

【   閉   会   】